

19 18歳から20歳の方の手続きについて

<18歳>

① 愛の手帳の更新 (P7~8 参照)

◆問い合わせ 東京都心身障害者福祉センター多摩支所 TEL 042-573-3311 (代表)
東京都心身障害者福祉センター本所 TEL 03-3235-2961 (代表)

「東京都愛の手帳交付要綱」に基づく成人更新
判定予約：東京都心身障害者福祉センター多摩支所・本所

② 自動車運転免許取得費の助成 (P71~72 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

自動車運転免許適性試験に合格した方の教習料の一部を助成します。(所得制限あり)
助成額：助成対象経費の2/3の額。(助成限度額あり)
※ 必ず教習所へ入所する前に、障害福祉課にて相談・申請してください。

③ 移動支援 (P46 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

公共機関での手続きや、社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが同行し、移動の支援を行います。

- ・ 月15時間まで(18歳未満)
- ・ 月25時間まで(18歳以上)

<20歳>

④ 心身障害者福祉手当 (P9 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

手帳の等級により次の額の手当が受けられます(所得制限あり)。

- ・ 身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1~3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方
手当額：15,500円(月額)
- ・ 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度
手当額：12,500円(月額)
- ・ 身体障害者手帳4級
手当額：5,000円(月額)

⑤ 特別障害者手当(国制度) (P9~10 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方に支給される手当です。特別障害者手当認定診断書にて審査となります。所得制限あり。各種障害者手帳を取得していなくても申請可。

- ・ 手当額(令和5年度)：27,980円(月額) ※手当額は毎年見直されます。

⑥東京都重度心身障害者手当(都制度) (P10 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

心身に重度の障害があるため、常時、複雑な介護を必要とされる方に支給される手当です。東京都心身障害者福祉センター又は多摩支所で直接判定を受ける必要があります。また障害状況等により来所が困難な場合は、自宅で判定を受けることもできます。

所得の確認対象が扶養義務者から本人に変わりますので、扶養義務者の所得超過で未申請だった方は申請してください。

- ・ 手当額：60,000 円 (月額)

⑦心身障害者医療費助成制度(障制度) (P16 参照)

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

所得の確認対象が扶養義務者から本人に変わりますので、扶養義務者の所得超過で受給していなかった方は申請してください。

- ・ 身体障害者手帳 1 級・2 級 (内部障害は 1～3 級)、愛の手帳 1 度・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

⑧障害基礎年金 (P15 参照)

◆問い合わせ 保険年金課年金係 TEL 378-2111 (代表)

国民年金の障害等級 (障害者手帳の等級とは異なる) に該当する方は次の年金が受けられます。

年金額 (令和 4 年度) 1 級：972,250 円 (年額) 2 級：777,800 円 (年額)